

開催にあたって

当館では、平成22年3月現在、県内外の所蔵者の方々から御寄贈・御寄託いただいた古文書約60万点を収蔵し、広くご利用いただいております。

今回の展示では、平成21年度に刊行いたしました収蔵文書目録第49集「新井(尙)家文書目録(1)」に収録した11,383点のなかから、主要な文書約50点を紹介します。

新井家には、荒川右岸に位置する久保田村(比企郡吉見町久保田)の名主を代々務めた関係で、治水や用水に関する文書が多くあります。

また、歴代の当主が書き継いだ御用留(ごようどめ)類などもあり、村の様子や暮らしぶりがわかります。

最後に貴重な文書の公開にあたりまして、御協力を賜りました当主の新井康夫氏をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成22年5月 埼玉県立文書館

1 久保田村の概要

久保田村は、現在の比企郡吉見町久保田にあたり、荒川大圍堤(おおがこいつつみ)内の南西部に位置し、村の西側は玉造堰(たまつくりせき)より分水した横見用水路が南北に流れています。天保7年(1836)の村絵図を見ると、用水と松山一桶川通が交差する道沿いにL字形に集落を形成し、用水を挟んで横見神社と無量寺が描かれています。こうした立地から、久保田村や近隣の村々は、荒川の氾濫による水害にしばしば見舞われました。

村の概況は、慶長19年(1614)代官伊奈忠次の検地により把握されました。慶長19年の検地帳は全部で9冊残されており、大変貴重です。





- 久保田村絵図 (天保 7. 6.) 6158
- 武州下吉見内窪田村本田新田分帳 (慶長 19.8.23) 513
- 武州下吉見内窪田村御給帳 (慶長 19.8.19) 514
- 下吉見領久保田村八郎右衛門分丑御年貢割付之事 (貞享 2.11.) 3996

2 久保田村の運営

新井家は江戸時代に代々名主を世襲していた関係で、年貢の決算や村入用の割当、国役金(くにやくきん)の割当等、村の運営に関する多くの文書があります。

とくに、享保4年(1719)から明治2年(1869)まで、名主の公的な記録である御用留(ごようどめ)類が230冊あまり保存され、他に村々のやり取りに関する廻状(かいじょう)を書き留めた諸用留(しよようどめ)、願書(がんしょ)を特筆してまとめた願書控(がんしょひかえ)、村役人の手控(てびか)えである袖日記(そでにつき)などが残されています。

これらの文書群は村の様子を具体的に伝える史料として貴重な存在です。



展示資料

- 御用留帳(同年 12 月迄) (明和 7.正.) 16
- 諸用留帳(同 12 月 29 日) (明和 7.正.) 3150
- 願書控(鉄砲改外二付、同閏 6 月迄) (明和 7.正.) 2869
- 辰田方御年貢米勘定帳 (宝暦 10.11.) 1455
- 本田新田辰永合帳 (宝暦 10.12.) 1459
- 本田新田辰畑方御年貢永勘定帳 (宝暦 10.12.) 1662
- 辰田方辰田方御年貢米端計帳 (宝暦 10.12.2) 3768
- 辰諸事指引帳 (宝暦 10.12.26) 1720
- 辰村入用割帳 (宝暦 10.12.12) 1822
- 辰年村入用夫銭割帳 (宝暦 10.12.) 1825

- 辰村入用割帳（宝暦 10.12.11） 1827
- 辰年村入用夫錢割帳（宝暦 10.12.） 1858

3 新井家と産業

新井家は、家伝によると、伊勢国(三重県)山井(やまのい)(山ノ井)氏の末裔、山井小八郎正堯(まさたか)が、吉見氏の出自で松山城主に仕えた新井忠左衛門(ちゅうざえもん)の婿となり、その子左京義清(さきょうよしきよ)が新井家の祖となったとされています。

新井家には家の経営に関わる金銭出納帳(きんせんすいとうちょう)や穀物出入帳(こくもつでいりちょう)、職人や雇人の日勤帳も残されています。これらの中には時期は限られますが、医療や醸造関係の文書も多く含まれており、こうした産業に新井家が深く関わっていたことがわかります。



展示資料

- 家伝秘方安養湯引札（〔近世〕 9056
- 乍恐以書付御届奉申上候(内山永助離縁願一件内濟二付)（文化元.3.） 4891
- 内山栄助名主退役一件二付差紙（戊[享和 2].12.28） 5768
- 請負申一札之事(醤油造御蔵壱ヶ所二付)（慶応 3.6.13） 5622
- 現金醤油通(同年 12 月晦日迄)（明治 4.正.） 6324

- 現金醤油通(同年 12 月 28 日迄) (明治 4.正.19) 6325
- 現金醤油通(同年 12 月 27 日迄) (明治 4.正.20) 6326
- 現金醤油通(同年 12 月 26 日迄) (明治 4.正.17) 6327

4 横見用水組合

和田吉野川から引かれた横見用水は、小八ッ林村で東西に分水され、大囲堤(おおがこいつつみ)内を南北に縦断して、市野川に流れ込んでいます。

元禄 16 年(1703)、横見用水を利用する中曽根(なかぞね)村等 24 ヶ村が連印し、用水の分水に関する議定書(ぎじょうしょ)が作成されました。この議定書により、中曽根村等5ヶ村、山野下(やまのした)村等 19 ヶ村(久保田村を含む)の2つの組合が形成され、用水堰樋(いりひ)等の普請は、これらの組合で入用費や人足の割当を行いました。

新井家の当主は、宝永4年(1707)より配水の管理を行う水守役(みずもりやく)を務めており、用水に関わる文書が残されています。



展示資料

- 大囲堤内外横見郡村々絵図 ([近世]) 6162
- 差上ヶ申一札之事(下吉見領堰組貳拾四ヶ村用水分量御定二付) (元禄 16.2.) 5848

- 覚(式拾四ヶ村用水堀口分水箱樋相伏定杭等書上二付、久米田村孫右衛門奥書有) (元禄 16.4.) 5135
- 用水素流触 (酉.5.13) 15767-2
- 水守役記録(弘化 3 年 2 月迄) (酉[元禄 6].7.) 3897
- 水守役日記録(寛政 3 年 2 月迄) (酉[元禄 6].7.6) 3900

5-1 佐倉藩の支配

[期間 5月25日(火)~7月11日(日)]

宝暦 13 年(1763)、下総国(千葉県)佐倉藩2代藩主堀田正順の領地の一部が武蔵国横見郡に移され、これにより久保田村周辺の 11 ヶ村は佐倉藩領となりました。

佐倉藩では、延享3年(1746)以降、領内を5つの地域に区分し、さらに五郷組合(ごごうくみあい)という小組合に分け、組合毎に取締名主を置き久保田村がある横見郡は武州手合(ぶしゅうてあい)に属しました。

佐倉藩からの臨時的な課役として、上屋敷の普請や佐倉城の堀普請をはじめ、嘉永7年(1854)の異国船来航の際には人足の調達などがありました。

展示資料

- 乍恐以書付奉願上候(御用金半金宛兩度二而上納仕度二付) (安永 2. 正.) 5945
- 御上屋鋪御普請手伝人足賃銭割帳 (安永 3.6.) 1333
- 御上屋鋪御普請手伝人足賃銭割帳 (安永 3.10.) 2083
- 御上屋鋪御普請手伝人足賃銭割帳 (安永 3.8.) 2084
- 乍恐以書付御訴奉申上候(大風雨ニテ川々満水田畑共水損二付) (安永 4.7.) 6634
- 拾壹ヶ村入用割帳 (明和 6.10.) 3374
- 拾壹ヶ村入用割帳 (明和 6.10.) 3375
- 拾壹ヶ村入用割帳 (明和 6.12.16) 3376

5-2 横見神社の建立

[期間 7月13日(火)~8月29日(日)]

横見神社は、安永5年(1776)久保田村の他、上細谷(かみほそや)村・下細谷(したほそや)村・御所(ごしょ)村・中新井(なかあらい)村・谷口(やぐち)村・和名(わな)村・小新井(こあらい)村計8ヶ村の鎮守として建立されていました。元々は、御所村にあった飯玉氷川神明社が水害によって、同地に流れ着いたという由緒があります。この神社の

建立には、新井家第7代当主野松(やしろう)(宇左衛門)が関わっており、多くの文書が残されています。鎮守分小作取立帳等によれば、建立された後も神社の小作地に関する管理については、新井家が担っていたようです。

展示資料

- 鎮守宮建立金利足仕上帳（明和 4.12.） 2444
- 鎮守宮建立利金取立帳（明和 4.2.） 2445
- 鎮守宮建立利金取立帳（明和 4.12.） 2446
- 鎮守宮建立利金取立帳（明和 4.2.） 2447
- 鎮守宮建立利金取立帳（明和 4.12.） 2693
- 鎮守宮造立大般若転読ニテ御入来ニ付依頼状（卯.4.21） 8938
- 鎮守御遷宮次第書上（安永 7.4.） 8939
- 覚(御宮地挺金物代金之内請取)（安永 7.4.16） 16289